

# REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-13-24

第一はせ川ビル6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



作成：平成28年5月15日

作成者：弁理士 北 裕介

弁理士 寺本 諭史

- 【事件名】 ロータリ作業機のシールドカバー事件  
【事件種別】 審決取消訴訟  
【事件番号】 平成27年（行ケ）第10094号  
【裁判所部名】 知財高裁第4部  
【判決日】 平成28年3月30日判決  
【キーワード】 進歩性の判断（引用発明の認定、相違点の容易想到性の判断）

## 【事件の概要】

### 1. 手続きの経緯

- 平成26年1月17日：原告，本件特許の設定登録（特許第5454845号）  
平成26年5月2日：被告，特許無効審判（無効2014-800071号事件）の請求  
平成27年2月17日：原告，訂正請求  
平成27年4月10日：特許庁，「訂正を認める。本件審判の請求は，成り立たない」旨の審決  
平成27年5月14日：原告，本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起

### 2. 本件発明の内容

（2-1）訂正後の本件請求項1記載の発明（以下「本件発明」という。）は以下のとおりである。

【請求項1】（※参照番号、下線は筆者が付した）

トラクタの後部に装着され、トラクタと共に走行する作業機本体（10）に支持される作業ロータ（5）と、その上方を覆うシールドカバー本体（2）とその進行方向後方に連結され、前記作業ロータの後方を覆うエプロン（3）を有するシールドカバー（1）を備えるロータリ作業機において、

その進行方向後方側の位置で固定され、その進行方向前方側の端部から前記後方側の位置までの区間が自由な状態であり、前記端部寄りの部分が自重で垂れ下がる、弾性を有する土除け材（4）が、前記シールドカバー本体の前記作業ロータ側の面に2枚以上固定されるとともに、前記エプロンの前記作業ロータ側の面に1枚以上固定され、

前記土除け材は前記シールドカバー本体と前記エプロンの周方向に隣接して複数枚配置され、

前記土除け材の内、前記シールドカバー本体に固定された各土除け材の固定位置すべてが、隣接する他の土除け材と互いに重なっていることを特徴とするロータリ作業機のシールドカバー。

### （2-2）効果

土除け材の周方向の一端側が固定端とされ、他端側が自由端とされることにより、作業機本体の振動に起因して発生する土除け材の振動振幅が最大限発揮され、土砂の付着と堆積を回避できる。また、シールドカバー本体に配置された各土除け材の固定位置すべてが、隣接する他の土除け材と互いに重なっているため、振動が生じにくい（付着した土砂が落下しにくい）土除け材の固定位置への土砂の付着自体を生じにくくできる。

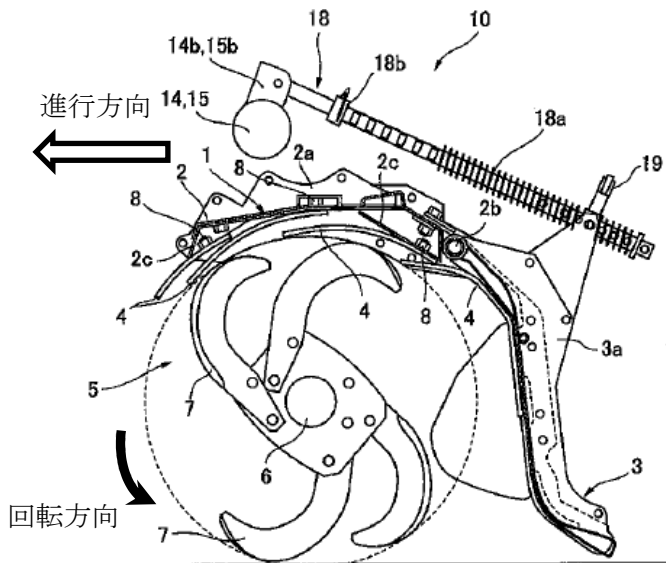
# REPORT

あいぎ特許事務所

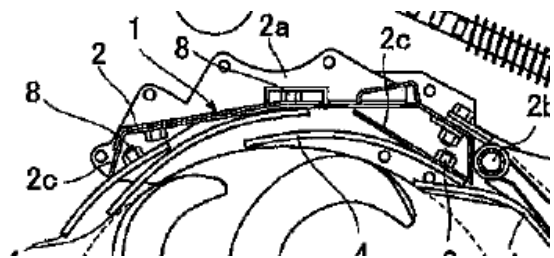
〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



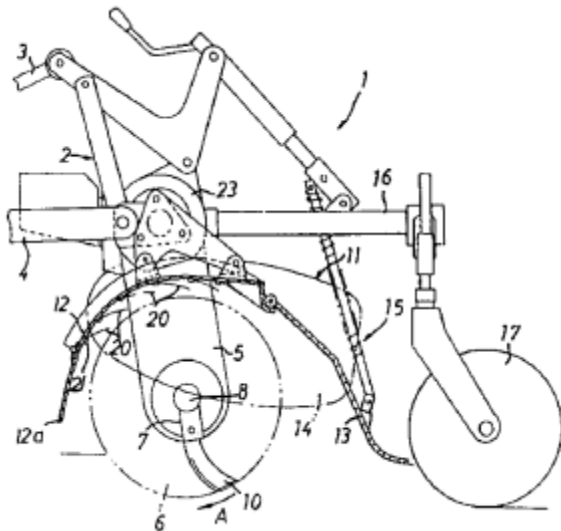
—本件特許の図1—



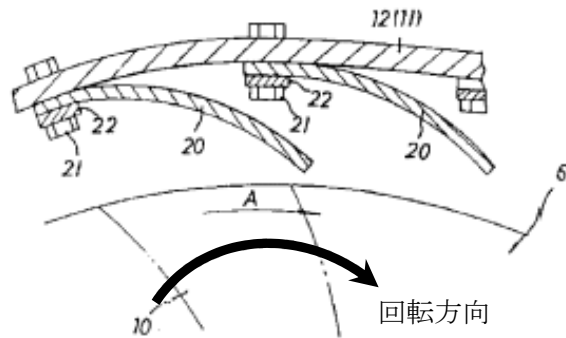
—図1の部分拡大図—

### 3. 審決の概要

引用例1（実開平2-29202号）に記載された引用発明1、及び引用例2（特開平6-303802号）に記載された引用発明2に基づいて進歩性がなく、無効とすべきである。



—引用例1の第2図—



—引用例1の第1図—

(3-1) 本件審決が認定した引用発明1と本件発明との一致点、相違点

<一致点>

トラクタの後部に装着され、トラクタと共に走行する作業機本体に支持される作業ロータ（10）と、その上方を覆うシールドカバー本体（12）とその進行方向後方側に連結され、前記作業ロータの後方を覆うエプロン（13）を有するシールドカバーを備えるロータリ作業機において、

その進行方向後方側の位置で固定され、その進行方向前方側の端部から前記後方側の位置までの区間が自由な状態であり、前記端部寄りの部分が自重で垂れ下がる、弾性を有する土除け材（20）が、前記シールドカバー本体の前記作業ロータ側の面に2枚以上固定され、

前記土除け材は前記シールドカバー本体の周方向に隣接して複数枚配置され、

前記土除け材の内、シールドカバー本体に固定された進行方向において最も後方側の土除け材を除いて、シールドカバー本体に固定された各土除け材の固定位置すべてが、隣接する他の土除け材と互いに重なっているロー

# REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24  
第一はせ川ビル 6階  
TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



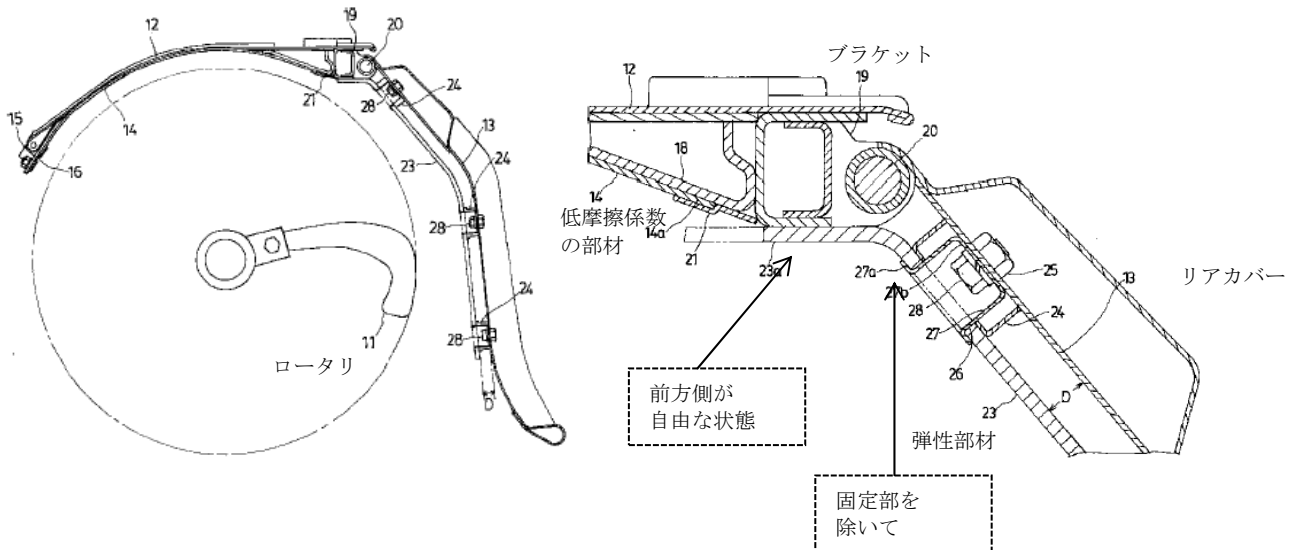
タリ作業機のシールドカバー。

<相違点>

本件発明では、「その進行方向後方側の位置で固定され、その進行方向前方側の端部から前記後方側の位置までの区間が自由な状態であり、前記端部寄りの部分が自重で垂れ下がる、弾性を有する土除け材が、」前記エプロンの前記作業ロータ側の面に1枚以上固定され、シールドカバー本体とエプロンに固定された土除け材はシールドカバー本体とエプロンの周方向に隣接して配置され、シールドカバー本体に固定された進行方向において最も後方側の土除け材の固定位置が、隣接するエプロンに固定された土除け材と互いに重なっているのに対し、引用発明1では、エプロン側に土除け材がなく、そのような構成を有していない点。

(3-2) 本件審決が認定した引用発明2

リアカバー13のロータリ11側の面に、弾性を有する弾性部材23が、その進行方向後方側の位置で固定されるとともに、固定部を除いて前方側が自由な状態であり、その弾性部材23が、メインカバー12の補強板18に対する低摩擦係数の部材14の固定位置において、その低摩擦係数の部材14と互いに重なっているロータリカバー。



## 4. 判決の概要

《争いのない事項》

- ・引用発明1の認定
- ・本件発明と引用発明1との一致点、相違点

《取消事由》

- ・相違点の容易想到性の判断の誤り  
(引用発明2の認定、容易想到性の判断)

<引用発明2の認定>

(1) 審決の内容

弾性部材23の前端部23aが、前方へ延設されたものにおいては、弾性部材23がゴム等であることから、その延設された(前方)端部寄りの部分は、自重で垂れ下がるものと解される。すなわち、引用発明2の弾性部材23(土除け材)は、進行方向前方側の端部寄りの部分が自重で垂れ下がるものといえる。

(2) 判決の内容

引用例2には、弾性部材23の前端部23aを前方に延設して低摩擦係数の部材14と重ね合わせた状態にしてもよい旨の記載はあるが、そのようにした場合に弾性部材23の前方側の端部寄りの部分が自重で垂れ下がる旨の記載はない。そして、弾性部材23の材質がゴム等の弾力に富んだものであるとしても、その前方側の端部寄りの部分が自重で垂れ下がるか否かは、少なくとも弾性部材23の固定部(座24)から自由端(前端部23a)までの長さ並びにその部分の厚さ、質量(密度)及び弾性係数に依存することが明らかである。引用例2に

# REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-13-24

第一はせ川ビル6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



はこれらについて何の記載もないから、弾性部材23の材質がゴム等の弾力に富んだものであるからといって、前方に延設した前端部23aが自重で垂れ下がるものと断定することはできない。

引用発明2の弾性部材23は、その進行方向後方側の位置で固定されるとともに、固定部を除いて前方側が自由な状態とされた、いわゆる片持ち梁であり、しかも、現実に存在する物体である以上、剛体ではないから、自らに作用する重力（自重）で全く変形しないなどということは、物理的にはあり得ない。したがって、現実に存在する片持ち梁としての弾性部材23に生じる変形という意味での自重による垂れ下がりとは、被告が主張するのとおり、当然に生じる事象ではある。

しかし、本件発明1は、…土除け材が…前記端部寄りの部分が自重で垂れ下がる、弾性を有することによって、ロータリ作業機本体の振動に伴って、…、土除け材自身の振動によって付着した土砂を落下させ、固定位置を除く土除け材の全周にわたって土砂の付着を防止する効果を発揮するものである。

そうすると、本件発明1における「自重で垂れ下がる」とは、片持ち梁である「土除け部材」の進行方向前方側の端部寄りの部分が単なる物理現象として「自重で垂れ下がる」こと（すなわち、「土除け部材」が剛体ではないという当然のこと）を意味するのではなく、「土除け部材」が、ロータリ作業機本体の振動に伴って、その振動時の振幅が最大限発揮する程度の弾性を有することによる、技術的意義のある現象としての「自重で垂れ下がる」ことを意味すると解すべきである。…（引用例2の）弾性部材23の材質がゴム等の弾力に富んだものであるとしても、その前方側の端部寄りの部分が上記の技術的意義のある現象として「自重で垂れ下がる」とは限らない。

引用発明2においては、弾性部材23の前端部23aは、ブラケット19に密着しているのであるから、その前方側の端部寄りの部分がブラケット19の表面から離れるほど振動することは想定されていない。そうすると、弾性部材23の弾性係数、長さ等は、その前方側の端部寄りの部分が上記の技術的意義のある現象として「自重で垂れ下がる」ことを可能とするような値に設定されていると認めることはできない。

⇒本件審決の上記判断は、誤りというべきである。

<相違点の容易想到性について>

## (1) 審決の内容

仮に引用発明2の弾性部材23の前端部23aが前方に延設された（前方）端部寄りの部分が自重で垂れ下がるものでないとしても、エプロンに固定された土除け材を、その端部寄りの部分が自重で垂れ下がるような材質のものとするのは、当業者が適宜になし得る程度のことにすぎない。

## (2) 判決の内容

引用発明2の弾性部材23の前端部23aが前方に延設された（前方）端部寄りの部分を自重で垂れ下がるものとするを想到した上で、これを引用発明1に適用することによって、引用発明1の後部カバー13に引用発明2の弾性部材23として設けられた土付着防止部材20の進行方向前方側の端部寄りの部分を自重で垂れ下がるものとするというのは、引用発明1を基準にして、更に引用発明2から容易に想到し得た技術を適用することが容易か否かを問題にすることになる。このように、引用発明1に基づいて、2つの段階を経て相違点に係る本件発明1の構成に想到することは、格別な努力が必要であり、当業者にとって容易であるということはできない。

また、引用例2の…記載に照らすと、リヤカバーに固着された土付着防止部材（弾性部材）を自重で垂れ下がるように構成すると、リヤカバーの枢着部分では、メインカバーに取り付けた低摩擦係数の部材と、リヤカバーに取り付けた弾性部材との接合部に間隙が生じるため、ここに土がたまりやすくなるという引用発明2の課題を解決できない。したがって、引用発明2の弾性部材23について端部寄りの部分が自重で垂れ下がるような材質のものに変更することは、引用発明2の目的に反する。

特に、引用発明2で、リヤカバー13を下降させた状態において、既に前方側の端部寄りの部分が自重で垂れ下がるような弾性部材23を用いた場合、…、リヤカバーの枢着部分では、メインカバーに取り付けた低摩擦係数の部材と、リヤカバーに取り付けた弾性部材との接合部にさらに間隙が生じ、ここに土がたまりやすくなってしまい、飛散した土の侵入防止という引用発明2の上記作用効果を奏することができない。…そうすると、引用発明2において、弾性部材23の前方側の端部寄りの部分を自重で垂れ下がるようにすることには、そもそも阻害要因があると認められる。

⇒本件審決の上記判断は、誤りというべきである。

# REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



## 【考察&私見】

(1) 判決では、引用発明1に基づいて、2つの段階を経て相違点に係る本件発明の構成に想到することは、格別な努力が必要であり、当業者にとって容易であるということとはできない、とされた。この点に関連し、本願発明と主引用発明との相違点を克服する過程が2段階の変更を要する場合、それぞれの段階が「容易」であっても、その2段階の相違点を克服することは困難であって進歩性があると判断すべき、という見解がある(いわゆる「容易の容易」は容易ではない)。拒絶理由が通知された場合、相違点を埋め合わせる審査官の判断が、容易の容易に該当していないかを確認すべきである。

(2) 本件発明によれば、土除け材4自身の振動によって土除け材に土が付着することを防止するといった効果を奏することができる。一方、引用発明1によれば、土付着防止部材20が付着した土の重量で下降すると、回転する耕耘爪10によって土を掻き落とせるといった効果を奏することができる。原告は「本件発明の効果は、引用発明1では奏することのできない有利な効果である」と主張した。この主張に対して裁判所は判断をくだしていないが、有利な効果については主張しておくべきである。

(3) 判決では、「自重で垂れ下がる」の解釈として、単なる物理現象として「自重で垂れ下がる」ことを意味するのではなく、本件発明の作用効果を考慮した上で、技術的意義のある現象としての「自重で垂れ下がる」ことを意味する、と判断した。引用発明において、本願発明の特定の構成要件についての認定が争点になっている場面では、その構成要件と本願における作用効果との関連性をきちんと把握すべきである。

以上